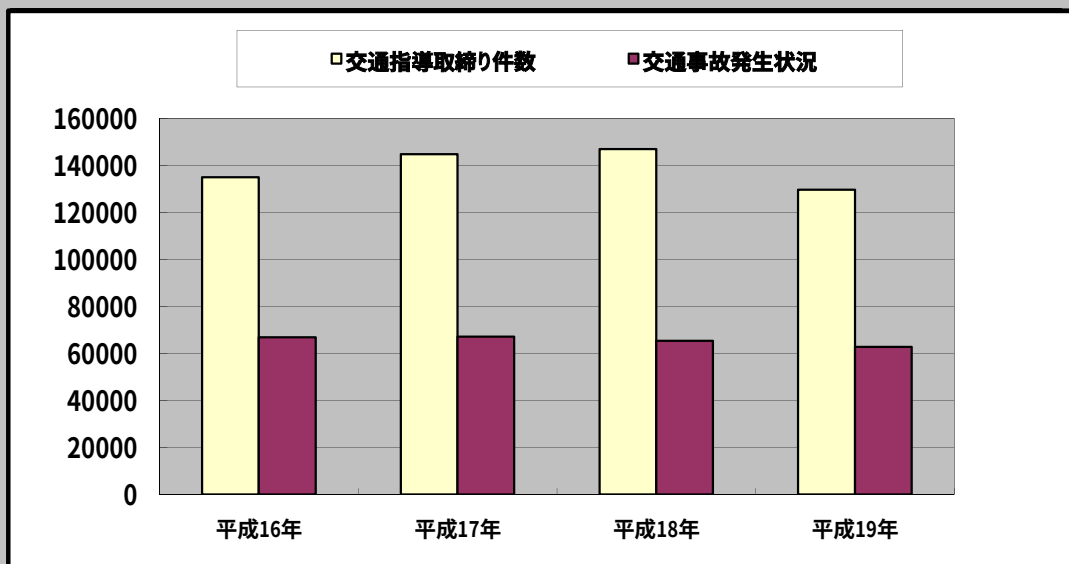


業務名

交通秩序の維持

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				
交通指導取締り件数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	135,117	144,863	147,069	129,796	件
交通事故発生状況	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	66,908	67,227	65,376	62,774	件
暴走族検挙人員	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	469	459	240	176	人
行政処分件数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	13,677	14,205	14,080	13,115	件



○業務の主なコスト

№	事 業 名	平成19年度事業費 (千円)	平成20年度事業費 (千円)
1	交通警察費	32,523	37,724
2	交通指導取締費	4,117	1,893
3	速度違反自動取締装置維持管理費	16,103	17,115
4	交通切符及び交通通告制度実施費	18,692	16,142
5	駐車対策推進費	60,295	61,790
6	停止処分者講習実施費	133,329	149,827
7	取消処分者講習実施費	216	164
8	飲酒運転総合対策緊急事業費	4,974	—
合 計		270,249	284,655

○平成19年の取組み

●飲酒運転による交通事故が依然として後を絶たないことから、飲酒運転を最重点罪種に指定し、交通指導取締りを強化した結果、1,688件（前年比）を検挙した。

●道路交通法の一部改正（平成19年9月19日施行）により、飲酒運転周辺者対策として「酒類提供罪」「車両提供罪及び同乗罪」が新設されたことから、同罪の積極的な適用に努め、酒類提供罪、同乗罪を各1件検挙した。

●四輪乗車中の交通事故死者に占めるシートベルト非着用が依然として高いことから、シートベルト非着用の交通指導取締りを強化した結果、35,323件（前年比）を検挙した。

●新駐車法制の実施（平成18年6月1日施行）により、津警察署と四日市南警察署に民間の駐車監視員を導入し、また、ガイドラインを拡大して放置駐車車両の確認事務を実施した結果、市内の違法駐車が減少し、幹線道路における交通渋滞や旅行時間が短縮された。

●悪質・危険違反による交通事故事件等の責任追及を徹底するため、228件に対して強制捜査を行うなど、これら事件の解明に努めた。特に交通死亡ひき逃げ事件については、発生した3件を検挙したほか、危険運転致死傷罪を5件の交通事故に適用するなど、的確な交通事故事件捜査を推進した。また、科学的捜査を推進するため、科学捜査研究所との緊密な連携に配慮するとともに、装備資機材等の整備・充実に努めた。

●集団暴走行為を始め、各種違反行為で176人を検挙（うち47人を逮捕）するなど、集団暴走行為の抑止を図った結果、小集団によるゲリラ的な暴走行為は散見されるものの、大規模な集団暴走は沈静化している。

●悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除するため、これら運転者に対し、迅速かつ的確な行政処分の執行に努め、交通事故による処分1,784件、違反行為による処分11,233件及び重大違反唆し等による処分98件を執行した。

○課題と平成20年の取組み

●飲酒運転を始めとする悪質・危険違反による交通事故が依然として後を絶たないことから、引き続き、飲酒運転を最重点罪種に指定するとともに、最高速度違反についても飲酒に次ぐ指定罪種として交通指導取締りを強化する。更に、各警察署においても管内の交通事故実態を踏まえた重点2罪種を指定して交通指導取締りを強化する。

●四輪乗車中の交通事故死者に占めるシートベルト非着用が依然として高いことから、引き続きシートベルト非着用の交通指導取締りを強化する。

●民間の駐車監視員を導入している津警察署と四日市南警察署のガイドラインの範囲内では違法駐車が減少し、効果が認められているが、放置違反金の未納を解消するため滞納処分の強化を図る。

●悪質・危険違反に起因する交通事故事件に対しては、危険運転致死傷罪等の刑罰法規を的確に適用するとともに、迅速な行政処分を通じて悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除する。また、限られた体制により適正な捜査を推進するため、業務の更なる合理化と交通事故自動記録装置などの捜査支援システム、装備資機材の更なる整備・充実に努める。

●関係機関・団体との連携を一層強化し、暴走族グループの実態解明と総合的な暴走族対策を推進する。また、警察本部の暴走族特別取締班と警察署の暴走族Gメンが連携し、共同危険行為等の禁止違反による現場検挙を推進するとともに、あらゆる法令を駆使して集団暴走参加者を徹底検挙し、暴走族の封圧を主眼とした取締りを強化する。

●悪質危険違反に起因する交通事故事件に対しては、危険運転致死傷罪等の刑罰法規を的確に適用するとともに、迅速な行政処分を通じて悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除する。